

第154回千葉市情報公開審査会議事録

1 日時 : 平成31年3月11日(月) 午前10時00分～午後0時00分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「海鷗」

3 出席者

(1) 委員

鶴見泰会長、大久保佳織委員、田部井彩委員、皆川宏之委員

(2) 事務局

大野総務部長、小柳政策法務課市政情報室長、渡邊同課主査、石川同課主任主事、
君島同課主任主事

4 議事

(1) 諮問事項の審議

諮問第56号

市議会ホームページに掲載する政務活動費収支報告書の閲覧方法及び掲載内容につ
いて検討された決裁文書に係る不開示決定について

ア 審査請求人の意見陳述

イ 諮問事項の審議

(2) その他

5 議事の概要

(1) 審査請求人の意見陳述

諮問第56号

(2) 諮問事項の審議

諮問第56号

(3) その他

全ての諮問案件について審議が終了したので、今後の開催については、別途調整し、
後日連絡することとした。

6 会議経過

(大野総務部長) おはようございます。本日はお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

(鶴見会長) それでは、ただいまから、第154回千葉市情報公開審査会を開催いたします。

◆ 1 諮問事項の審議

諮問第56号【非公開】

◆ (1) 審査請求人の意見陳述

(鶴見会長) それでは、意見陳述を始めます。千葉市情報公開審査会でございます。本日はお忙しいところをおいでいただきありがとうございます。なお、傍聴人はいらっしゃいません。

審査請求人の〇〇さんはどちらになりますか。

(審査請求人) 私です。

(鶴見会長) ただいまから、諮問第56号につきまして、審査請求人の意見陳述を行います。本日は、審査請求人及び補佐人から意見を伺いまして、我々の協議の資料とさせていただきます。

審査会の運営の都合上、審査請求人及び補佐人に発言していただく時間は、合わせて30分程度でお願いいたします。それではどうぞよろしくをお願いいたします。

(審査請求人) では、まず最初に私、審査請求人の〇〇と申します。本日は口頭意見陳述というこの場を設けていただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願い致します。

まず、最初に補佐人として来ております一人、〇〇ですね、これは我々の大先輩で、いろいろ識見のある人でございますので、最初に〇〇のほうから述べさせていただきます。

(鶴見会長) どうぞ。

(補佐人) 【補佐人個人に関する陳述のため削除】

では、内容に入りまして、まず第一として、政務活動費の制定目的に反していると、

このように主張させていただきます。

今回の審査請求については、千葉市議会政務活動費とは何かについて、自由民主党千葉市議会議員団が本来あるべき姿と異なった主張を展開していることから発生している問題と理解しております。

そもそも政務活動費とは、2012年、平成24年の地方自治法の一部改正によって誕生した際に、従前の政務調査費の用途をめぐって不透明な用途が横行し、第二の議員歳費ではないかと批判されている中で、住民の意向をより一層、地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの改正提案であるとして検討を開始され、結果、その用途を議員裁量に委ねる部分を多くしたことに対して、議員修正により追加され、議長は政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めることとするとしてきた経緯がございます。

また、国会の議会審議では、第180回通常国会衆議院総務委員会、2012年8月7日において、柿沢未途委員からはこういう質問がございました。「事実上地方議員の第二の議員報酬になっているとか、こういう使われ方をしてくる、非常にいわば物議を醸してきた。こういう批判をされているような現状を、そうした疑問についてどのように払拭をするのか」という質問が出されました。

この質問に対して、修正案提案者である逢坂誠二委員、当時、民主党でございましたが、「政務活動費として具体的に充てることができる経費の範囲、これを条例で定めるというところが非常に重要なポイントでございまして、その条例の制定に関する議会の審議、その審議の過程に対する住民の監視等により、不適切な支出や無駄な支出は防止、是正することができるというふうに考えております。」「現行の規定における議長に対する収入、支出の報告書の提出、これに加えて、政務活動費の用途の透明性の確保に努める義務を議長に課す規定を追加し、透明性をより一層確保することとしております。」
「以上のような観点から、政務活動費が地方議員の第二の給与になるのではないかとといった懸念については、それは当たらないのではないかと考えています」と逢坂議員が答弁しております。

これらの法律の制定過程から、政務活動費とは地方自治の拡大強化のために議員の自主性を高めるために持ち、一方その用途の透明性の確保に努め、住民の監視等に応えることにより、不適切な支出や無駄な支出は防止是正する、これが法の成立過程の議論であります。

これらの議論を踏まえるならば、市民の閲覧の際にその行使を妨げる手続を設ける発想は、生じないことは明らかであると思います。したがって、自由民主党千葉市議会議員団が求めている、ホームページを閲覧する際の個人情報収集することは取りやめるべきであります。

第2として、個人情報の保護の強化は世界の潮流であります。新聞報道によりますと、3月6日、朝日新聞でしたが、グーグル、アマゾンなどプラットフォーマーと呼ばれる巨大企業が不当に個人情報を集めている企業のあり方に対して、公正取引委員会が独占禁止法を適用し、企業の行為を規制することにしました。これは、消費者の同意なく膨大な個人情報を集めていることについて、各国で批判が高まっていることから、公取委も規制の強化を検討していたと解説しています。

個人情報の保護については、千葉市では個人情報保護条例を制定し、その保護の重要性を認識され、規定の整備や的確な運用に努めてきたところだと承知しております。今回の自由民主党千葉市議会議員団の求める、閲覧に当たり氏名等を入力させることにより、掲載情報の悪用のけん制と未然防止を図ることを目的とすることは、これは市民、国民を性悪だと敵視し、政務活動費の立法目的を無視し、千葉市情報公開条例の精神を取り違え、千葉市個人情報保護条例もまた無視している信じられない行為であります。

千葉市情報公開審査会におかれては、自由民主党千葉市議会議員団の主張の本質を理解され、本審査請求の正当性を示していただくようお願いいたします。

以上でございます。

(鶴見会長) ありがとうございます。

(審査請求人) では次、これも同じ補佐人ですけれども、今のこの補佐人は、個人情報関係の審査請求をやっている張本人でございますので、簡単に一言、〇〇さんお願いします。

(補佐人) 〇〇と申します。よろしく申し上げます。

千葉市だけでなく、全国的に地方自治体の政務活動費のホームページ公開ということが急速に進んでいっております。その中で、千葉市は決して早いほうではなくて、その中でようやく夏のさなかに公開されました。

それで、待ち望んでおりましたので、早速ホームページで政務活動費の収支報告書を閲覧しようと思って開きましたら、最初に自民党会派というふうになっておりまして、いきなりそこで利用規約が出てきて、ホームページではなくて、市の支出になっている

電子サービスの、そこで利用規約に同意をして、1 ページ半ぐらい載っていましたが、それをきちんと読んだ上で利用規約に同意しなければ進まなかったです。

それで、同意をして開くと、今度は個人情報を入れるようになっていきます。それで、住所、氏名、ホームページのアドレス、電話番号とかそういうのを入れて、初めて見られるようになっていくということが、大変に精神的に、そこに行くまでに自分自身で迷いながら、こんなことをしなければいけないのだったらやめようと途中で何度か思ったのですけども、やはり、きちんとやらなかったら次の公明党とか他の会派も見られないのではないかなと思って開いたのです。

それで、ようやく見られることになったのですけれども、それで自民党を一応何名かのものを見て、コピーをして、それで閉めて、今度は改めて違う会派の人のものを見ようと思ったら、何のそういうこともなくてスムーズに、何にもブロックもなくて、ぱっと開いたのですね。

それで、次々開いていくと、結果としては自民党会派だけがこういうようになっていると、それに大変疑問を持ちまして、どうして同じ市民が選んだ同じ市議会議員なのに、その方の同じ政務活動費の情報を見ようと、閲覧しようと思ったら、どうして自民党の議員だけが個人情報を入れなかったら見られないのだというふうに大変疑問を持ちました。

それで、また数日後にもう一度やってみたら、また同じ形で自民党議員のところは、また利用規約から入って行って、そしてまた個人情報を入力して初めて開くという、閲覧する都度その手間がかかると、どうしてなのだ、自民党だけがという疑念が大変深くなりました。

それで、調べていくと、先ほど〇〇さんから言いましたように、閲覧に当たり氏名を入力させることにより、掲載情報の悪用のけん制と未然防止を図ると、だから、そういうことをするということが会派の中での議論なのかどうか分かりませんが、きちんと文章で出ていたのですね。それを読んで憤慨しまして、ということは、自分たちは投票で選んでもらった市民を信用していないのかと、この掲載情報の悪用とはどういうことなのだろうと、どんな悪用ができるのだというところに大変疑問を持ちました。

それで、本当に市民のためにやっているのであれば、自分の公金を使った内容ですから、その内容は、やはり市民に必ず公開して見てもらうことが本来の姿ではないのかという気持ちが1点と、少なくとも議員というのは、行政のやり方を正す、そして、それ

に対して干渉していくという市民の代理人としてやらなければいけないはずの立場の人が、こういうふうな形で自分たちの都合で、自分たちが使った公金の中身をできるだけ知らさないようにけん制をするというようなその発想自身が、大変理解できなかつたです。

それで、私もその点の分を一応、審査請求をするというところまで今進めているところなのですが、ぜひお願いしたいことは、全国の政令都市で政務活動費のホームページ公開をどことどこがやっているのか、そして、その内容が会派別にこういう形で千葉市のような状況の政務活動費のホームページ公開をしているところは、どことどこがあるのか、それをぜひお調べいただいて、お知らせいただきたいというのが願いです。

ぜひ、千葉市だけが日本国中でこんな政務活動費の情報公開のやり方をしているのではないかなど、日本に国でほかにそういうところはあるのか、地方自治体で、ということに大きな疑問を持っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

きのうもまた同じような形で閲覧するつもりでしたのですが、全く一緒に、自民党会派のところは、また利用規約も読んで、それで同意をして、その上でまた個人情報を入れてと、それから初めて開いて見られるということには変わりはない形になっています。

他会派の方は、それを必要なくどなたの分でも見られると。それでもまだ2項目でしたね、人件費のところと事務費だったかな…のところは、黒塗りになっております。見られないような形になっています。

それも仄聞しますと、事務所マンション1室借りていると、議員が。そうすると、そのオーナーから特別な条件で安く借りている。それが、ホームページでは公開するとわかってしまうと。そうすると他の入居者から、そのマンションのオーナーに対して大変なクレームがつくと大変、困るということで黒塗りにしているのだとかいうふうなことも聞いたりしているのですが、それが実際であれば、私はきちんと全ての家賃は同じような形で払うべきだと思います。払った上で、その差額を政治資金の寄附で議員が寄附金でもらえばいいと思うのですね。どうしてそんなことをきちっとしないのか。

それを隠すためにまた黒塗りするという、その行為自身がまた情報公開の本当の意味、市民に対してお知らせするという意味には届かないと思うのですね。

こういうことがまかり通っている市政というのには大変失望するという感じですが、でも、実は、私、〇〇の中にいまして、こちらに来て今11年目ですが、本当に

びっくりしております。電話で話しをすると、いや、さすが千葉市といってですね、何かもう一つ本当にさげすまれるとか、軽蔑されるとか、あきれられるとか、ほとんどの方が電話で千葉こんなだって話をすると、さすがって、千葉という言葉が二言目に出てくるのですね。それほどイメージはよくないという点では、千葉へ来てよかったのかどうか本当は疑問に思っております。

それぐらい恥ずかしさを感じる状態ですので、ぜひ改めさせるようにするためには、政令都市の実態をお調べいただいて、他の、全ての政令都市がどういう公開制度をしているのか、実態として。それと比較して、ぜひご判断いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(審査請求人) では、最後に私のほうから述べさせていただきます。

既に皆様方のほうに資料は行っていると思いますけれども、31年2月1日提出のこの〇〇の反論書、これを中心に一応述べていく。かつて、同じ31年1月18日付の議長からの弁明書です。これについても、以下の資料があると思いますので、述べさせていただきます。

議長の弁明書を見るところによると、とにかく議会サイドの弁明は、逃げまくり、〇〇も話したように、本来あるべきことから逃げたい、逃げたいので、それで表現的には、本件処分と直接関係がないということが次から次へと出てくるわけです。

それで、あと〇〇さんのほうの個人情報での審査請求でも、個人情報収集の適法性、要するに7条1項に違反しているかどうかということで、違反していないということであれば、堂々と主張しなさいと。ところが、堂々と主張するどころかも逃げまくり。適法性自体は本件審査請求では問題とならないと。それは形式的には、あるいはそうかもわからないけれども、こういうことがなければ、こんな審査請求が起こるわけがないということで逃げまくっているということが見えると。

これは、情報公開制度の根幹を揺るがす、ゆゆしき問題だと。普通の情報公開、個人情報公開も含めてですね。要するに、こういうものは一つのルールがあって、条例等が決めてあったら、それを守っていく、それは、守るのは二元代表制である今の地方自治体では、市長部局もそうだし、議会も同じですよ、条例、両方ともぶら下がっているのです。

ところが、市長部局のほうは、今、総務部長はそこにいらっしゃるけれども、私なんか客観的に考えても、市長部局のほうはそれ相応の、まあまあやっているなど。レベル

から言うとね、何もほかの政令指定都市に比べて劣後するわけがないと。

ところが、議会はどんどんどんどん悪くなってきて、それでこんな始末だと。そうすると、一方のほうはそうやっても、千葉市というのはだらしがないと、ということ年全国的にPRすることになると。これはゆゆしき問題だということ、これを出したのですよ。

それで、これについて全国的にどうなっているかということは調べてもらってもいいけれども、去年の9月2日に〇〇というのが開かれまして、この件を、千葉市のケースを発表したのですよ。そしたら、もう爆笑ですよ。ほかの政令指定都市に行っておる人から、何やっているのと、信じられないと。こういうふうには三つの個人情報を入力しないと、要するにホームページでは閲覧できないと。何やっているのと、物笑い。

今年もまた9月ごろに全国大会があるけれども、このままではですね、いや変わられませんなどと言ったのでは、もう物笑いになって今度出席できないということで非常に危機感を持っています。

そういうことで、二元代表制の一方の議会の現状というのは、委員さんのほうでもよく理解した上でお願いしたいと。

それで、私のほうの公文書を作成すべきということに対しては、これはもう議会は認めているのですよ、作成すべきだったと、要するに条例違反だったと。認めているのであれば、反省の意味を含めて、そのときの決裁文書を作成せよと、さかのぼってもいいから、そして、それを情報提供せよと。と共に、今後、二度とそういうことが起こらないためにはどうしたらいいかというためには、今の議長、小松崎議長名で、申し訳ないと、今後はこうだというようなことを市民に向けて発信してもらわないと、また同じことが起こるということで。

それと、似たようなこの個人情報収集に当たっての本当に目的はということいろいろ話はあったのだけれども、皆様方に資料をお出ししてあるこの28年12月12日の総務委員会の議事録、これは我々が28年12月にホームページやってくださいということを陳情したときの議事録なのですよ。

これは後で読んでもらいたいものだけれども、ここに本当の自民党のやりたいことが、問題点が浮き彫りにされているのです。中島賢治総務委員。これは要するに特約を結んでしまったと。例えば、自分の事務所を借りるときに、家主さんから相場が10万円のところを5万円で借りましたと。便宜供与を受けたわけね。これは、議員さん、漏らし

てもらったらいかんよという民事的な特約ね、これを結んでいるわけよ。それはばれたら、それはほかの借りている人たちはぶーぶー言うし、だから、ばれたら困ると。

ところが、ホームページやるとこういうことがばれるかもわからないと。どうもこれが本当の目的ですよ。何、閲覧する住民が犯罪を起こす、そんな嘘っぱちなことを言いなさるなど。本当の目的を、この利用するときの事務開始届ですか、ここに書いてあれば話は別です。書いてあったら、さすがに市政情報室も、こんなのはだめですと多分受け付けないと思います。という本当のところはこうであると。

念のために、共産党の野本さんは、ましなことを言っているのです。これはあくまでも税金の使い道なのだから、適正な価格で行えば済むことでないのと。簡単に言えばそう。適正な価格でやれば、特約を結んでないから何もいらなんでしょう。

だから、本当はそういう努力しなければならないのを、変な方向に向けて無理やりやったのは自民党だと。ふざけたことを言うなど、ということで、そういう資料をつけました。

どちらにしても、この7条1項違反について、正面から答える姿勢が全くないと、なぜか、なぜか、なぜかというふうに思っています。

それと、あと、個人情報のほうの審査請求、〇〇さんのほうですけども、議会当局では、これ門前払いしたいなという意向、今にじみ出ているのですよ。というのは、弁明書は出たのですよ。いまだもって個人情報保護審査会ですか、のほうに諮問すると、諮問が出てこないのですよ。もう相当経つよね。20日間ぐらい経つと思うのです。場合によっては、これ門前払いをしたいなというふうに思っているかなと思って、今チェックをしているのですけど。

そのときの理由が、初めて知ったのですけれども、主婦連ジュース不当表示事件という最高裁の判例が出ているのです。主婦連がそういうふうに訴えたら、主婦連たちには直接、法律上の利益はないと、訴えの。だから、あんたたちの異議申し立てはだめよと、こういうふうに言ったの。

ところが、本件の〇〇さんは、自分で三つの個人情報を収集された人でしょ。その人が異議申し立てをしているのだから。それが法的な利益はないと。だから、ないからこの審査請求は受け付けられないというようなことを、へ理屈だけをべらべら言っているということでございますので、そちらのほうも資料も出ているか、出ていないかわかりませんが、その辺もチェックしてございます。

それと、もう一つは、1回、〇〇さんが収集した情報をですね、これは条例に基づいて削除してくれというふうに削除申請をしたのですよ。そしたら、約1カ月ぐらいかけて削除しますと削除をしてくれたのです。普通そういうふうな削除してくださいというふうな場合は、条例に違反するとか、そういうような懸念がある場合は、削除しなければいけないということで削除したと思うけれども、要するに意外と削除はしないなというふうに思っていたら削除してしまったのですよ。ただ、自分たちのやっていることは正しければ削除する必要ないでしょ。削除したと。何ともちぐはぐちぐはぐでね。だから、内心は、やはり、少しこれはまずいということがあるからこそ、こういうふうなことをやったと。

この間、決裁文書をとりましたら、理由が全然書いていなかった。千葉市の決裁文書というのはそんないいかげんなものかということで、総務部の課長に聞いたら、理由を書くのは当たり前のことで、そんなことを一々書いていませんということで、当たり前のことができないという、この議会の公文書に対する扱い、全くだめです。

最後に制度的な問題として、提言だけしておきます。

行服法は、28年に50年ぶりに全部改正されて、いろいろ審査請求人の手続の拡充策なんかも決めてあるのです、31条行服法、31条口頭意見陳述の2項、全ての審理関係人を招集してさせるもの。それから、許可を得て処分庁に対して質問を発することができるというように、審査請求人に対してのいろいろ便宜拡充を図っているのです。

だから、審査請求人が、例えばこういう口頭意見陳述を開く場合でも、ここに議会当局の連中を呼んで、出席させて、委員長の許可のもとにいろいろ今言ったようなことどうなのですかという質問なんかをして答えさせると、それを委員の人が聞いていたら、ぱちっと一発で当たると。

だから、そういうふうなことを法律で決めたのだから、それを斟酌して、千葉市の条例も、やはりその辺を整備すべきだというふうに思いますので、あわせてお願いしておきたいと思います。

私からは以上です。

(鶴見会長) ほかの方はよろしいですか。

(審査請求人) 補佐人も言いましたけれども、この審査会のあり方も一つ見直していただいて、余り拘子定規でない進め方をお願いしたいなと思います。

発言も一々、委員長の許可をいただくのも、まあそれは進め方としてはあるかもしれ

ませんけれども、委員からもどんどん質問をいただいて、我々もそれにお答えして、理解をしていただくという、そういう進め方もぜひ検討していただきたいなど、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鶴見会長) ほかにございますか。

(なし)

(鶴見会長) 意見どうもありがとうございました。委員の方から何かご質問等はございますか。

(なし)

(鶴見会長) 本日はどうもありがとうございました。

これにて審査請求人の意見陳述を終わりにしたいと思いますので、本日はどうもありがとうございました。

(審査請求人・補佐人 退室)

◆ (2) 諮問事項の審議 以下非公開